

廃棄物保管場所等設置届・設置計画書の提出時期および作成要領

(集 合 住 宅 用)



令和元年度版

練馬区

目 次

I 廃棄物保管場所等設置届・設置計画書の提出時期および作成要領

1 設置届等の提出の時期	1
2 設置届等の提出が必要となる場合	2
3 事前協議	2
4 設置届等提出の際の必要書類	3
5 提出書類作成の一般的手順	4
(1) 保管場所の面積算定方法	4
(2) 保管場所の設置基準について	5
6 設置届提出後の手続きについて	6
別表第1 (第5条関係) 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管場所設備等の設置基準 および処理方法(抜粋)	7
別表第2 (第7条関係) 施設用途別排出基準(抜粋)	7
別表第3 (第7条関係) 住居占有面積別人員数	8
別表第3の2 (第7条関係) 住居占有面積別人員数(ワンルーム)	8
別表第3の3 (第7条関係) 住居占有面積別人員数(寄宿舍)	8
別表第7 (第8条関係) 粗大ごみ集積所面積基準	8
表1 用途別床面積内訳書(集合住宅)《記入例》	9
別表第4 (第7条関係) 容器数の算定(集合住宅)《記入例》	10
表2 用途別床面積内訳書(集合住宅)《反転コンテナ記入例》	11
別表第4の2 (第7条関係) 容器数の算定(集合住宅)反転コンテナ等用《記入例》	12
図1 保管場所の配置例	13
図2 容器の配置例	15
図3 廃棄物保管場所の断面図例	16
図4 反転コンテナ等設置例	17
図5 集合住宅資源配置例	18
図6 廃棄物保管場所の配置例	19
図7 保管場所面積の求め方	20
念書(記入例)	21

II 廃棄物保管場所等の設置に関する条文抜粋

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例(抄)	22
練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則(抄)	24

III 大規模建築物等の保管場所等の設置基準

	26
--	----

IV 清掃事務所管轄区域一覧表

	裏表紙
--	-----

I 廃棄物保管場所等設置届・設置計画書の提出時期および作成要領

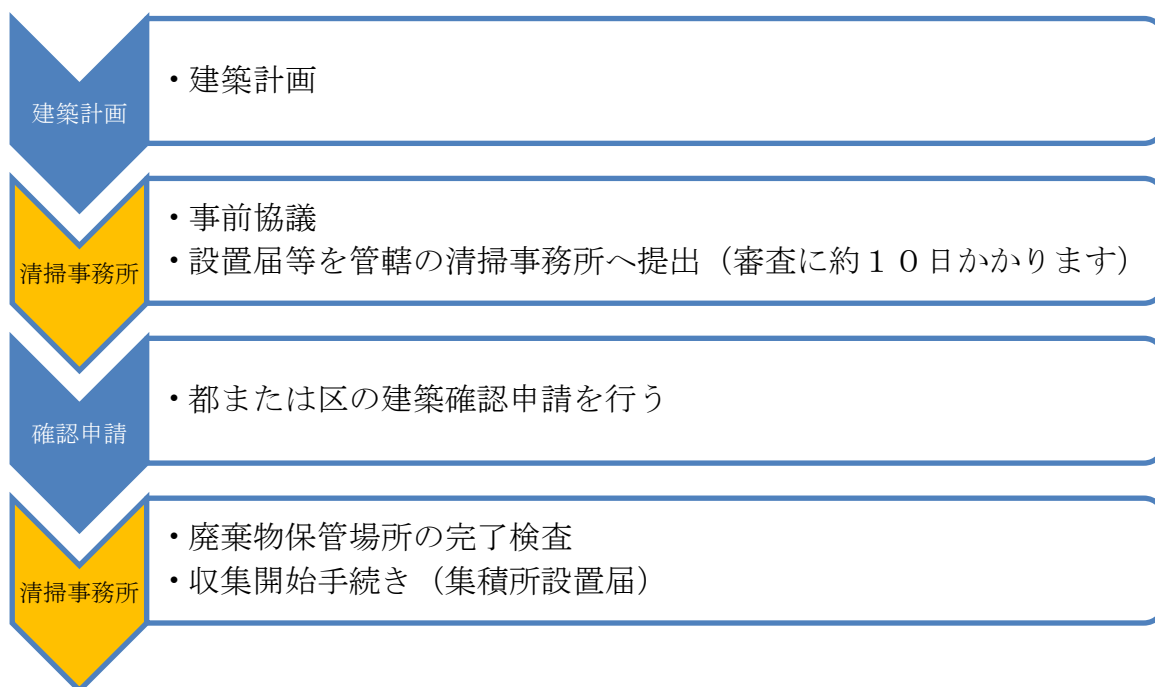
廃棄物保管場所等設置届・設置計画書（以下「設置届」という。）の提出時期および提出書類の作成は、つぎの要領により、行ってください。

1 設置届等の提出の時期

設置届および添付書類は、建設しようとする建築物の計画段階、即ち都または区の建築確認申請を行う前に提出してください。

ただし、区の収集運搬業務の提供を受ける場合（集合住宅）は、用途にかかわらず設置届等を提出する前に、管轄の清掃事務所と十分協議してください。

つぎの設置届等提出および収集開始までの流れを参考にしてください。



※上記以外に練馬区まちづくり条例の手続が必要な場合があります。

ごみの収集開始には別途、集積所設置届が必要です。大規模建築物の場合、収集場所（持ち出し場所）の協議は廃棄物保管場所の設置と同時に行いますが、集積所設置届（収集開始の手続き）の提出は完了検査後になります。完了検査を必ず受けてください。

2 設置届等の提出が必要となる場合

(1) 延べ面積 1,000 m²以上の建築物を建設しようとする場合

※ 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例第36条第1項第1号

(2) ^①ワンルーム形式の集合住宅を建設しようとする場合

※ 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例第36条第1項第2号

(3) ^②寄宿舍 ^③(小規模寄宿舍を除く) を建設しようとする場合

※ 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例第36条第1項第3号

注① ワンルーム形式の集合住宅（専用床面積が40 m²未満の住戸）の戸数が15戸以上の集合住宅をいう。

注② 部屋数が15室以上の寄宿舍（専用床面積が40 m²未満の住室）

注③ 部屋数が2室以上15室未満の寄宿舍

3 事前協議

設置届等を提出する前に、管轄の清掃事務所の担当者と十分協議してください。また、来所の際は廃棄物保管場所設置担当者と事前に日程や相談内容の調整をお願いします。

※ 事前協議を行わないと、設置届等の提出は出来ません。

4 設置届等提出の際の必要書類

つぎの書類を提出してください。

提出書類	正	副
廃棄物保管場所等設置届・設置計画書	1	1

図面関係	部数
共通図面等	
建築物の用途別床面積内訳書、容器数の算定	2
建築物の設計概要（用途、規模、建築面積、延べ面積等がわかるもの）	2
建築物の案内図(地図の写しで可)、配置図	2
建築物の各階平面図	2
廃棄物保管場所等	
保管場所の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略できます。） および敷地内運搬車通過道路図	2
保管場所等の平面図・立面図・断面図（縮尺 50 分の 1）	2
保管場所等の仕様および面積算定図	2
その他、保管場所等設置に関して必要と認める図面等	2

その他	部数
念書	2

5 提出書類作成の一般的手順

(1) 保管場所の面積算定方法

ア 用途ごとの床面積を明確にする。

- (ア) 「用途別床面積内訳書（集合住宅）」(P.9)を作成し、階ごとの床面積等を計算してください。その際、廃棄物の排出対象となる有効面積を、その他（共用部分：階段等）と区別してください。
- (イ) 住宅の人員数は、原則として別表第3「住居占有面積別人員数」(P.8)により算定する。ただし、実際に使用する人員が確定している場合は、その人員数で算定してください。

イ 廃棄物等の保管方法を定める。

別表第1「大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管場所設備等の設備基準および処理方法」(P.7)により、可燃ごみおよび不燃ごみの保管方法を決めてください。以下の資源については、区の専用貸出容器を使用します（びん・缶はコンテナ、ペットボトルはネットバック）。

(ア) 容器による場合

- a 原則として60ℓ丸型ポリ容器を使用してください。
- b 角型容器は、使用状況によっては破損しやすいことを考慮する必要があります。

(イ) 反転コンテナボックスによる場合（可燃ごみ専用）

- a 100世帯以上の可燃ごみで使用。
- b 容量は、700ℓ（0.7 m³）とします。

(ウ) ダストカートの場合

- a 50世帯以上100世帯未満の可燃ごみで使用可。容量は、520ℓ(0.52 m³)とします。
- b 50世帯以上の不燃ごみで使用可。容量は、300ℓ(0.3 m³)とします。

ウ 別表第4「容器数の算定（集合住宅）」(P.10)により、資源・ごみの容器数および保管場所面積を算定する。

- (ア) 人員はア・(イ)で算定した総人員の合計です。
- (イ) 排出基準は、一人あたり0.61kg／1日になります。
- (ウ) 種別ごとに出した容器の必要最低個数に予備率（1.4）を乗じた必要個数を算出してください。
- (エ) 洗浄排水設備、作業場所必要面積を加えて保管場所の面積とします。作業場所必要面積については、清掃事務所に問い合わせください。

	可燃			不燃		プラ 丸型(90ℓ)	古紙	びん	缶	ペット ボトル
	丸型 (60ℓ)	反転 コンテナ	ダスト カート (大)	丸型 (60ℓ)	ダスト カート (小)					
割合	0.71			0.05		0.04	0.1	0.05	0.03	0.02
収集間隔	3日			13日		6日	6日	6日	6日	6日
基準重量	11.4 kg	133 kg	98.8 kg	11.4 kg	57 kg	5.7 kg	4.3 kg	11.4 kg	3.8 kg	3.4 kg
大きさ (m)	0.55 ×0.55	1.574 ×0.643	1.28 ×0.76	0.55 ×0.55	1.018 ×0.59	0.6 ×0.6	0.295 ×0.21	0.53 ×0.37	0.53 ×0.37	0.4 ×0.4

エ 粗大ごみ集積所を別に設置する。

- (ア) 別表第7「粗大ごみ集積所面積基準」(P.8)により、算出してください。
- (イ) 原則として、1棟につき1箇所設置してください。
- (ウ) 通路など他の用途と共有することはできません。

(2) 保管場所の設置基準について

ア 保管場所の配置例

図 1 (P.13) から図 7 (P.20) の配置例を参考にしてください。

イ 廃棄物保管場所の設置基準

「練馬区廃棄物保管場所等および小規模寄宿舍集積場所の設置基準」(P.26) 第 3 条によりますが、主なものはつぎのとおりです。

- (ア) 他の用途と兼用でないこと。
- (イ) 廃棄物の種類、排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- (ウ) 原則として、建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。
- (エ) 家庭廃棄物および事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- (オ) 清掃車が敷地内に進入し保管庫の前に横付けし保管庫から収集するもしくは保管庫内に清掃車が進入し収集するには以下の基準をすべて満たすこと。
 - a 廃棄物の搬入、保管設備への投入もしくは清掃車への積込み、および清掃もしくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
 - b 敷地内に清掃車が駐車できるスペース（ゼブラゾーン、幅 3.5m×長さ 7m×高さ 3.5m 程度）を設けること。
 - c 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内で、同車の通行に支障のない幅員 7m および高さ 3.5m を有する水平な通路に接続する場所に設置し、作業の安全性および効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分配慮して設置すること。
 - d 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が 7m 以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設けること。
- (カ) 運搬車が公道上に駐車し持ち出し場所から収集する場合は以下の基準をすべて満たすこと。
 - a 廃棄物の搬入、保管設備への投入および清掃もしくは点検等に必要な作業場所を確保すること。持ち出し場所は公道に面した敷地内に設置すること。
 - b 持ち出し場所は公道に面した敷地内に設置すること。
 - c 持ち出し場所は収集作業の支障が無いよう、ガードパイプや植栽等のない場所に設置すること。
 - d 持ち出し場所は交差点付近等、運搬車が駐車できない場所に設置しないこと。

(キ) 保管場所の出入口の幅と高さの基準

収集方法 \ 保管設備	600 容器		600 容器以外	
	幅	高さ	幅	高さ
持ち出し場所へ持ち出す場合	1.2m	2.0m	1.5m	2.0m
運搬車が横付けする場合	1.5m	2.1m	2.0m	2.1m
運搬車が保管場所内部へ進入する場合	3.5m	3.5m	3.5m	3.5m

- (ク) 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
- (ケ) 換気および採光ができる構造とすること。
- (コ) 廃棄物の散乱を防ぐため、囲いおよび扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさしおよび屋根等を設けること。
- (サ) 清潔を保持するため、水栓等の洗浄設備および排水口等の排水設備を設置すること。
- (シ) 棚を設置する場合は 2 段とし、高さは棚下 80cm から棚上 100cm まで、奥行きは 60 cm 程度とすること。
- (ス) 廃棄物が資源への混入および廃棄物から生じる汚水等を防止するため、廃棄物と資源は壁および段差等のより区分すること。

持ち出し場所（集積所）について

保管場所に運搬車が横付けできない場合もしくは保管庫から収集する基準に満たない場合は運搬車が安全に停車して作業ができる位置まで管理会社等にごみを持ち出してもらう必要があります。この場合、保管場所設置届の提出の際に、図面に「持ち出し場所」を朱書きで明記してください。

（注意）持ち出し場所に簡易保管庫（ストッカー）は設置できません。

※「横付け」

保管場所の前に運搬車を停車させること。

運搬車が横付けで作業ができる位置と構造にすることが原則です。敷地の外周面に保管場所を設置する場合は、運搬車が歩道や車道に停車することのないよう私有地内に車両が停車できる場所（ゼブラゾーンなどで表示する）を設けなければなりません。道路上に停車し、歩行者や他の車両の通行を妨げる位置では、横付けができるとは言えません。また、敷地の内部に保管場所を設置する場合は、幅員が7m以上の通路に面した場所とし、運搬車が通り抜けられるようにするか、運搬車が通り抜けできない場合でも、安全に転回できるような構造であれば、横付けできるものと考えます。

6 設置届提出後の手続きについて

(1) 完了検査

工事完了後（保管場所完成後）に完了検査が必要です。

届出通りに保管場所や粗大ごみ置場等が設置されているか現地で確認します。

ア 反転コンテナおよびコンテナボックスを使用の場合

建物引渡の1か月半前までに清掃事務所へ完了検査実施の依頼(予約)をしてください。

イ それ以外の場合

建物引渡の1か月前までに清掃事務所へ完了検査実施の依頼(予約)をしてください。

※ 完了検査が終了していない場合、集積所設置届を提出できません。

(2) 集積所設置届等の提出

集積所設置届の提出が遅れた場合入居日に合わせて収集開始ができなくなります。

遅くとも入居開始の二週間前までに届出を済ませてください。

ア 資源・ごみの収集開始の届出です。集積所設置届を提出してください。

イ びん・缶・ペットボトルの回収容器の貸出申請をしてください。

ウ その他 カラス被害を防ぐため防鳥用ネットの貸出をしています。

※ 手続き当日は集積所看板や回収容器等貸出物品が多数あります。お車での来所をお勧めします。

(3) 集合住宅廃棄物管理責任者選任届の提出

集合住宅における廃棄物および資源の適正排出ならびに集積所の清潔保持および生活環境の保全を図ることを目的として選任届の提出をお願いしています。

選任された日から30日以内に管轄の清掃事務所に提出をお願いします。

※ 設計変更に伴い図面の差し替えが必要な場合は変更する前に清掃事務所に相談してください。

保管庫を無断で変更した場合、提出図面通りに作り直していただく場合があります。

別表第1（第5条関係）大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管場所設備等の設置基準および処理方法（抜粋）

規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類				粗大ごみ 集積所	処理方法	備考
		容器	反転コンテナ ボックス	ダスト カート	その他		区	
100 戸 以上	可燃ごみ		○			○	○	プラ： プラスチック 古紙： 束ねる（縛る） びん・缶： 区貸出コンテナ ペットボトル： 区貸出ネット バック
	不燃ごみ	△		○小				
	プラ	○						
	古紙				○			
	びん・缶				○			
	ペットボトル				○			
100 戸 未満 50 戸 以上	可燃ごみ	○		△大		○		
	不燃ごみ	○		△小				
	プラ	○						
	古紙				○			
	びん・缶				○			
	ペットボトル				○			
50 戸 未満	可燃ごみ	○				○		
	不燃ごみ	○						
	プラ	○						
	古紙				○			
	びん・缶				○			
	ペットボトル				○			

別表第2（第7条関係）施設用途別排出基準（抜粋）

施設の用途	1日あたりの排出基準
住宅	0.61 kg／人

別表第3（第7条関係） 住居占有面積別人員数

住居占有面積	人員数
～20 m ²	1.0 人
～30 m ²	1.5 人
～40 m ²	2.0 人
～50 m ²	2.5 人
～60 m ²	3.0 人
60 m ² 超	4.0 人

別表第3の2（第7条関係）住居占有面積別人員数（ワンルーム）

住居占有面積	人員数
～26 m ²	1.0 人
～31 m ²	2.0 人
40 m ² 未満	2.5 人

別表第3の3（第7条関係）住居占有面積別人員数（寄宿舍）

住居占有面積	人員数
～13 m ²	1.0 人
～15 m ²	2.0 人
～20 m ²	3.0 人
～25 m ²	4.0 人
～30 m ²	5.0 人
～35 m ²	6.0 人
40 m ² 未満	7.0 人

別表第7（第8条関係）粗大ごみ集積所面積基準

建築物の延べ床面積	面積基準
～1,000 m ²	2 m ² 以上
～3,000 m ²	3 m ² 以上
～5,000 m ²	4 m ² 以上
～10,000 m ²	5 m ² 以上
10,000 m ² 超	7 m ² 以上

表 1

用途別床面積内訳書（集合住宅）《記入例》

階	延床面積	住 宅						共用部分 面積
		床面積計	タイプ	床面積	人員	戸数	総人員	
1 階	397.95	298.20	A1	74.55	4 人	4 戸	16 人	99.75
2 階	327.99	293.96	A2	73.49	4 人	4 戸	16 人	34.03
3 階	327.99	293.96	A2	73.49	4 人	4 戸	16 人	34.03
4 階	327.99	293.96	A2	73.49	4 人	4 戸	16 人	34.03
5 階	327.99	293.96	A2	73.49	4 人	4 戸	16 人	34.03
6 階	327.99	293.96	A2	73.49	4 人	4 戸	16 人	34.03
7 階	327.99	293.96	A2	73.49	4 人	4 戸	16 人	34.03
8 階	327.99	293.96	A2	73.49	4 人	4 戸	16 人	34.03
9 階	327.99	293.96	A2	73.49	4 人	4 戸	16 人	34.03
合 計	3,021.87	2,649.88				36 戸	144 人	371.99

別表第4（第7条関係） 容器数の算定（集合住宅） 《記入例》

種類	廃棄物等	人員×排出基準×廃棄物等の割合×収集間隔÷容器容量＝A	最低必要個数	予備率の加算	必要個数	
廃棄物 保管場所	可燃	[144] 人× 0.61 kg×0.71× 3 日÷ 60 0 ÷0.19 kg＝ 16.4 ①	17 個	Aの①～②×1.4＝B		
	不燃	[144] 人× 0.61 kg×0.05× 13 日÷ 60 0 ÷0.19 kg＝ 5.0 ②	5 個	29.9 個	29 個	
	資源	プラ	[144] 人× 0.61 kg×0.04× 6 日÷ 5.7 kg＝ 3.7 ③	4 個	Aの③×1.4＝B 5.2 個	5 個
		古紙	[144] 人× 0.61 kg×0.1× 6 日÷ 4.3 kg＝ 12.3 ④	13 束	Aの④×1.4＝B 17.2 束	17 束
		びん	[144] 人× 0.61 kg×0.05× 6 日÷ 11.4 kg＝ 2.3 ⑤	3 個	Aの⑤×1.4＝B 3.2 個	3 個
		缶	[144] 人× 0.61 kg×0.03× 6 日÷ 3.8 kg＝ 4.2 ⑥	5 個	Aの⑥×1.4＝B 5.9 個	5 個
		ペット ボトル	[144] 人× 0.61 kg×0.02× 6 日÷ 3.4 kg＝ 3.1 ⑦	4 個	Aの⑦×1.4＝B 4.3 個	4 個

算定上の注意

- 1 計算は、用途別に実施し、必要個数を算定し、基準要素の総計は、住宅の場合は総人員を記入する。
- 2 収集間隔は実際により記入する。（原則として可燃3日、不燃13日、プラ・古紙・びん・缶・ペットボトル6日）
- 3 容器等の1個あたりの容量は原則として可燃・不燃は容器の容量、プラ5.7kg(900)、古紙4.3kg、びん11.4kg、缶3.8kg、ペットボトル3.4kgを基準とする。
- 4 Aは、小数点第2位を四捨五入する。「最低必要個数」は小数点第1位を切り上げる。「必要個数」はBの小数点を切り捨てる。予備率は、40%を確保する。
- 5 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数とする。

保管場所面積の算定

1	ごみ容器保管必要面積	容器の直径または縦〔0.55〕m×容器の直径または横〔0.55〕×容器数〔30〕個÷段数〔2〕段＝4.5㎡					
2	プラ保管必要面積	プラ容器の直径〔0.60〕m×プラ容器の直径〔0.60〕×容器数〔6〕個÷段数〔2〕段＝1.1㎡					
3	古紙保管必要面積	古紙の縦〔0.59〕m×古紙の横〔0.42〕×束数〔5〕束÷段数〔2〕段＝0.6㎡					
4	びん保管必要面積	コンテナの縦〔0.53〕m×コンテナの横〔0.37〕×容器数〔4〕個÷段数〔2〕段＝0.4㎡					
5	缶保管必要面積	コンテナの縦〔0.53〕m×コンテナの横〔0.37〕×容器数〔6〕個÷段数〔2〕段＝0.6㎡					
6	ペットボトル保管必要面積	ネットバックの縦〔0.4〕m×ネットバックの横〔0.4〕×容器数〔4〕個÷段数〔2〕段＝0.3㎡					
7	洗浄排水設備面積	1㎡	8	作業場所必要面積	6㎡	9	廃棄物保管場所必要面積 (1～8の合計) 14.5㎡ 粗大ごみ集積所必要面積 4㎡

算定上の注意

- 1 ごみ容器は、丸型容器（ふた付き）の場合は直径0.55m、角型容器（ふた付き）の場合は0.55m×0.35mを基準とする。
- 2 プラスチックの容器（ふた無し）は900丸型で直径0.6mを基準とする。古紙の束は、0.59m×0.42mを基準とし、容器数の算定の数値を4で割り余りは切り上げ入力する。びん・缶は、区で貸出するコンテナの大きさ（0.53m×0.37m）を基準とする。ペットボトルは区で貸出するネットバックの大きさ（0.4m×0.4m）基準とする。
- 3 保管場所の段数は、2段までとする。

表 2

用途別床面積内訳書（集合住宅）《反転コンテナ記入例》

階	延床面積	住 宅						共用部分 面積
		床面積計	タイプ	床面積	人員	戸数	総人員	
1 階	1,080.55	298.20	A	74.55	4 人	4 戸	16 人	488.39
		293.96	B	73.49	4 人	4 戸	16 人	
2 階	988.27	447.30	C	74.55	4 人	6 戸	24 人	100.03
		440.94	D	73.49	4 人	6 戸	24 人	
3 階	988.27	447.30	E	74.55	4 人	6 戸	24 人	100.03
		440.94	F	73.49	4 人	6 戸	24 人	
4 階	988.27	447.30	G	74.55	4 人	6 戸	24 人	100.03
		440.94	H	73.49	4 人	6 戸	24 人	
5 階	988.27	447.30	I	74.55	4 人	6 戸	24 人	100.03
		440.94	J	73.49	4 人	6 戸	24 人	
6 階	988.27	447.30	K	74.55	4 人	6 戸	24 人	100.03
		440.94	L	73.49	4 人	6 戸	24 人	
7 階	988.27	447.30	M	74.55	4 人	6 戸	24 人	100.03
		440.94	N	73.49	4 人	6 戸	24 人	
8 階	988.27	447.30	O	74.55	4 人	6 戸	24 人	100.03
		440.94	P	73.49	4 人	6 戸	24 人	
9 階	988.27	447.30	Q	74.55	4 人	6 戸	24 人	100.03
		440.94	R	73.49	4 人	6 戸	24 人	
合 計	8,986.71	7,698.08				104 戸	416 人	1,288.63

別表第4の2（第7条関係） 容 器 数 の 算 定（集合住宅）反転コンテナ等用 《記入例》

種類	廃棄物等	人員×排出基準×廃棄物等の割合×収集間隔÷容器容量＝A	最低必要個数	予備率の加算	必要個数	
廃棄物 保管場所	可燃	[416] 人× 0.61 kg×0.71× 3 日÷ 700 ℓ÷0.19 kg ＝ 4.1 ①	5 個	Aの①×1.4＝B 5.7 個	6 個	
	不燃	[416] 人× 0.61 kg×0.05× 13 日÷ 300 ℓ÷0.19 kg ＝ 2.9 ②	3 個	Aの②×1.4＝B 4.1 個	5 個	
	資源	プラ	[416] 人× 0.61 kg×0.04× 6 日÷ 5.7 kg＝ 10.7 ③	11 個	Aの③×1.4＝B 14.9 個	14 個
		古紙	[416] 人× 0.61 kg×0.1× 6 日÷ 4.3 kg＝ 35.4 ④	36 束	Aの④×1.4＝B 49.6 束	49 束
		びん	[416] 人× 0.61 kg×0.05× 6 日÷ 11.4 kg＝ 6.7 ⑤	7 個	Aの⑤×1.4＝B 9.4 個	9 個
		缶	[416] 人× 0.61 kg×0.03× 6 日÷ 3.8 kg＝ 12.0 ⑥	12 個	Aの⑥×1.4＝B 16.8 個	16 個
		ペット ボトル	[416] 人× 0.61 kg×0.02× 6 日÷ 3.4 kg＝ 9.0 ⑦	9 個	Aの⑦×1.4＝B 12.6 個	12 個

- 算定上の注意
- 12

1 計算は、用途別に実施し、必要個数を算定し、基準要素の総計は、住宅の場合は総人員を記入する。

2 収集間隔は実際により記入する。（原則として可燃3日、不燃13日、プラ・古紙・びん・缶・ペットボトル6日）

3 容器等の1個あたりの容量は原則として可燃・不燃は容器の容量、プラ5.7kg(900)、古紙4.3kg、びん11.4kg、缶3.8kg、ペットボトル3.4kgを基準とする。

4 Aは、小数点第2位を四捨五入する。「最低必要個数」は小数点第1位を切り上げる。「必要個数」は可燃・不燃はBの小数点第1位を切り上げ、その他は小数点以下を切り捨てる。予備率は、40%を確保する。

5 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数とする。

保 管 場 所 面 積 の 算 定

1 ごみ容器保管必要面積	容器の直径または縦 [1.57] m×容器の直径または横 [0.643] ×容器数 [6] 個÷段数 [1] 段＝ 6.1 m ² 容器の直径または縦 [1.018] m×容器の直径または横 [0.59] ×容器数 [5] 個÷段数 [1] 段＝ 3.0 m ²						
2 容プラ保管必要面積	プラ容器の直径 [0.60] m×プラ容器の直径 [0.60] ×容器数 [14] 個÷段数 [2] 段＝ 2.5 m ²						
3 古紙保管必要面積	古紙の縦 [0.59] m×古紙の横 [0.42] ×束数 [13] 束÷段数 [2] 段＝ 1.6 m ²						
4 びん保管必要面積	コンテナの縦 [0.53] m×コンテナの横 [0.37] ×容器数 [10] 個÷段数 [2] 段＝ 1.0 m ²						
5 缶保管必要面積	コンテナの縦 [0.53] m×コンテナの横 [0.37] ×容器数 [16] 個÷段数 [2] 段＝ 1.6 m ²						
6 ペットボトル保管必要面積	ネットバックの縦 [0.4] m×ネットバックの横 [0.4] ×容器数 [12] 個÷段数 [2] 段＝ 1.0 m ²						
7 洗浄排水設備面積	1 m ²	8 作業場所必要面積	19.2 m ²	9 廃棄物保管場所必要面積 (1～8の合計)	36.9 m ²	粗大ごみ 集積所必要 面積	5.0 m ²

- 算定上の注意
- 1 反転コンテナは1.57m×0.643m、ダストカート小は1.018m×0.59mを基準とする。

2 プラスチックの容器（ふた無し）は900丸型で直径0.6mを基準とする。古紙の束は、0.59m×0.42mを基準とし、容器数の算定の数値を4で割り余りは切り上げ入力する。びん・缶は、区で貸出するコンテナの大きさ（0.53m×0.37m）を基準とする。ペットボトルは区で貸出するネットバックの大きさ（0.4m×0.4m）基準とする。

3 保管場所の段数は、2段までとする。

図1 保管場所の配置例

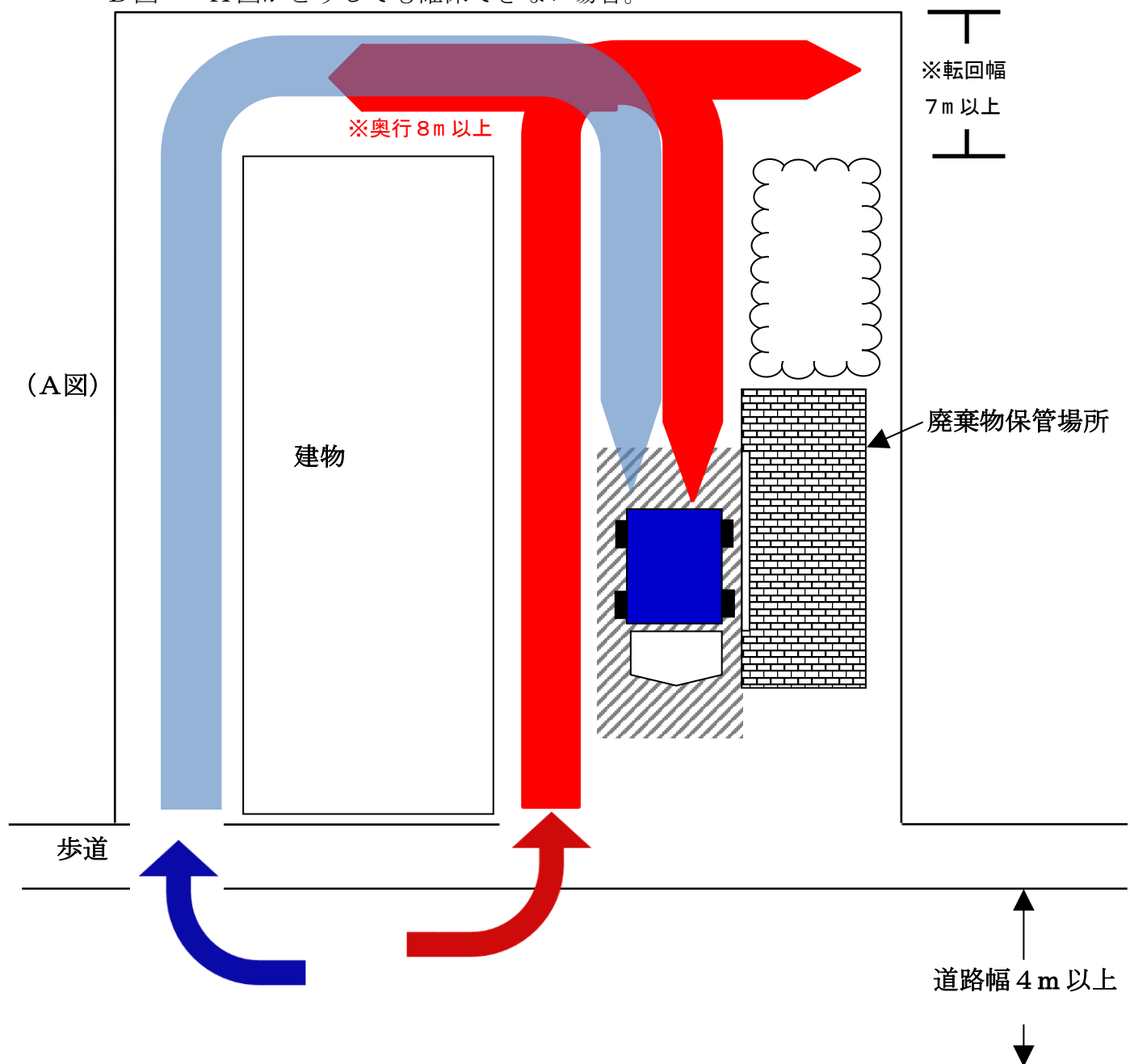
道路に面しており、敷地内に収集車が進入して作業出来る位置に設置し、収集日に歩道上等に持ち出すことのないようにすること。

なお、持ち出し場所のスペースを敷地内にもうけること。

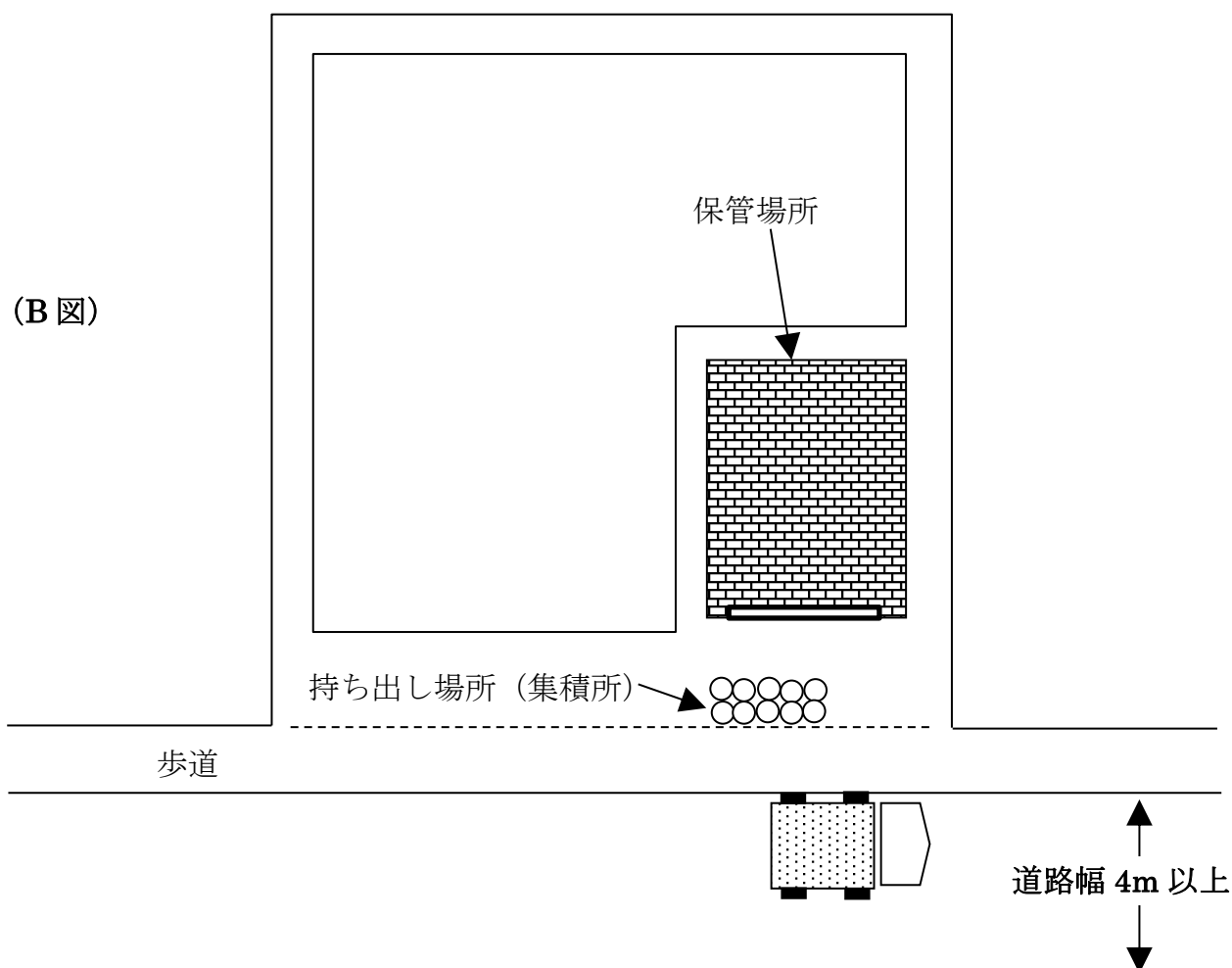
具体的には、下図の2つの例を参考にする事。

A 図……車両前方から侵入し転回せずに収集しそのまま出られる構造が一番のぞましい（青矢印）が、それができない場合は（赤矢印）転回路等を設置する方法が良い。

B 図……A 図がどうしても確保できない場合。



(B 図)



注意事項

- 1 持ち出し場所 (集積所) と収集車両停止位置の間に障害物 (ガードパイプ・植栽等) がある場合には持ち出し場所として指定できません。
- 2 持ち出し場所 (集積所)、粗大ごみ持ち出し場所および収集車両の停車位置は水平としてください。
- 3 持ち出し場所 (集積所) および粗大ごみ持ち出し場所は、道路交通法上の駐停車禁止の規定による安全確保の必要性から、交差点 (T字路含む) から5m以上の距離が必要になります。
- 4 持ち出し場所 (集積所) および粗大ごみ持ち出し場所は、収集車両が横づけした際、収集車両との間に電柱、交通標識、ガードパイプ、チェーンポール、植栽等収集の妨げとなる障害物が設置されていることのない場所に設置してください。
- 5 廃棄物保管場所内の各資源・ごみは、決められた曜日・時間に持ち出し場所 (集積所) へ出してください。
- 6 持ち出し場所 (集積所) と粗大ごみ持ち出し場所は、共有できません。

図2 容器の配置例

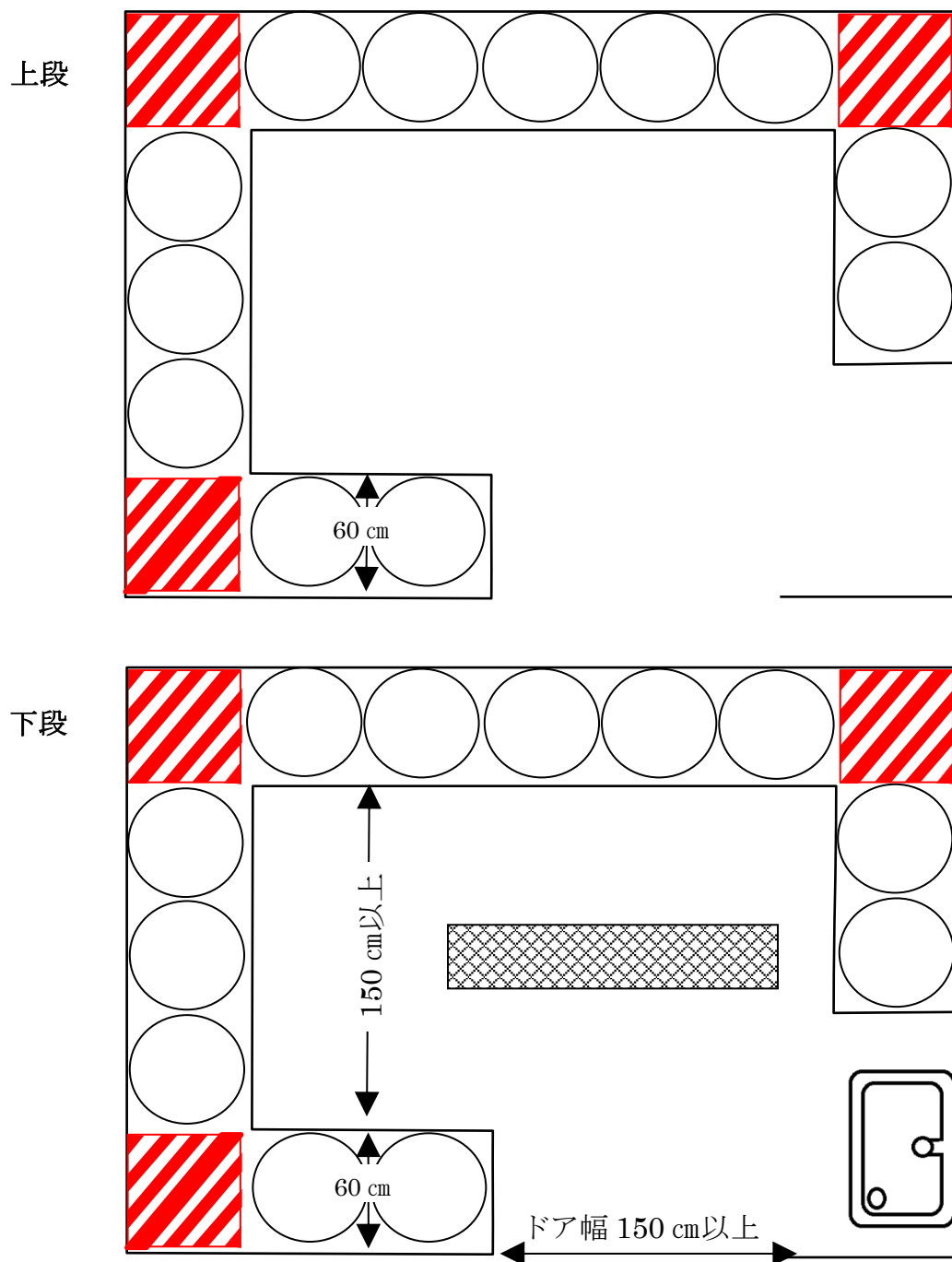
ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にする。

丸型ポリ容器（60ℓ）……直径55cm

角型ポリ容器（60ℓ）……35cm × 55cm
（一辺）×（一辺）

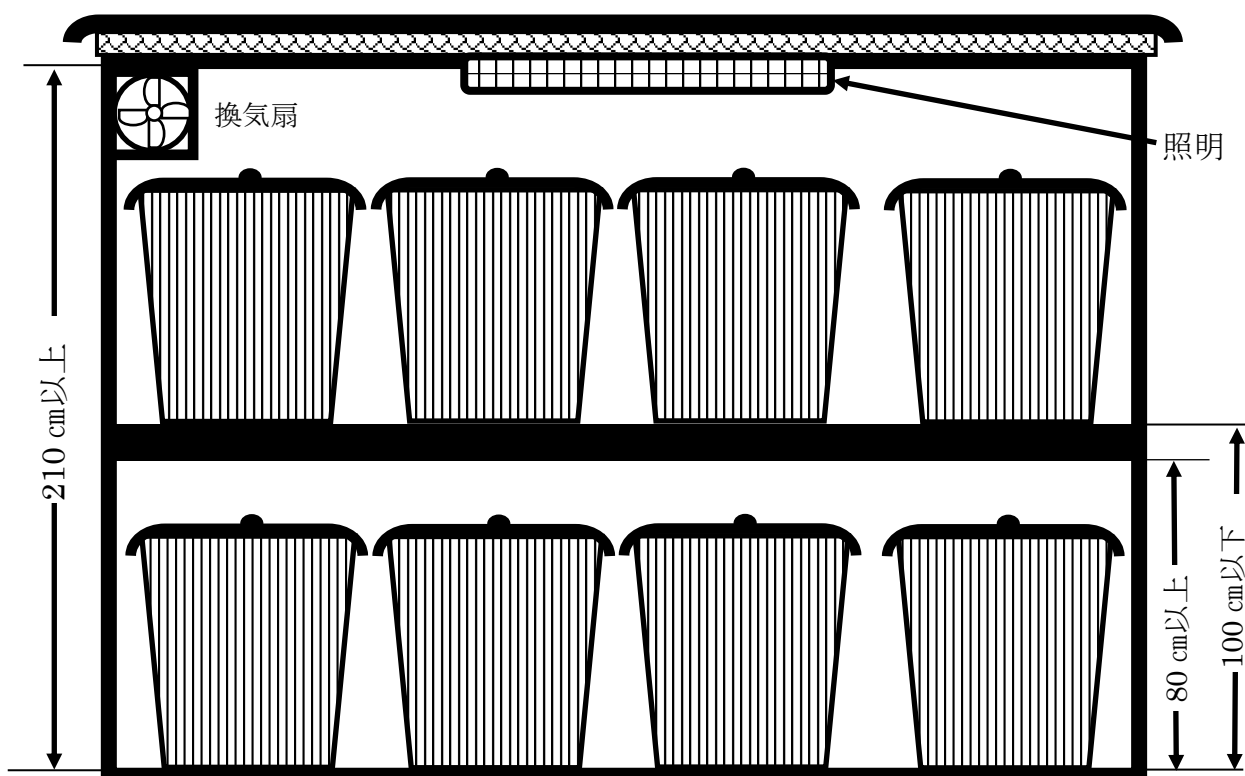
容器の寸法は平均的なため（容器の高さは70cm程度）、規格はメーカーによって異なります。

上記より小さい場合はカタログを添付すること。



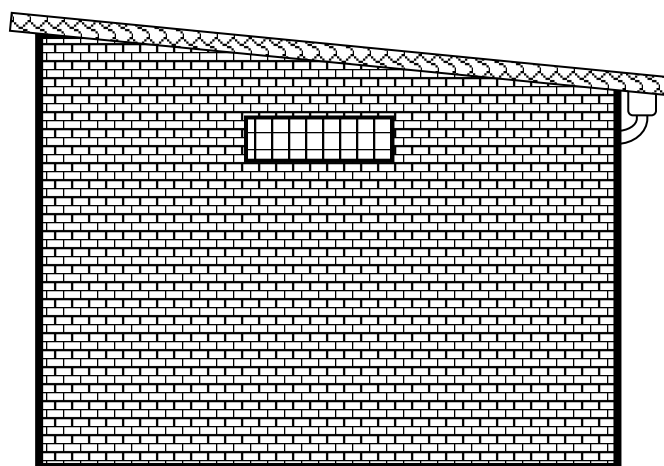
※ 棚利用の場合、赤斜線部分（デッドスペース）は使用できません。

図3 廃棄物保管場所の断面図例



- 1 原則として、一段構造が良い。
- 2 二段構造の場合、棚の高さは棚下 80 cm から棚上 100 cm までであること。
- 3 天井の高さは、210 cm 以上確保すること。
- 4 照明は、倉庫と同じような明るさとする。

側 面 図



- 1 屋根は必ず設置すること。
- 2 排気口（扇）を設置すること。

図4 反転コンテナ等設置例

入居戸数 104 戸 反転コンテナ 6 台設置する場合
希望する場合は、事前に区と協議すること。

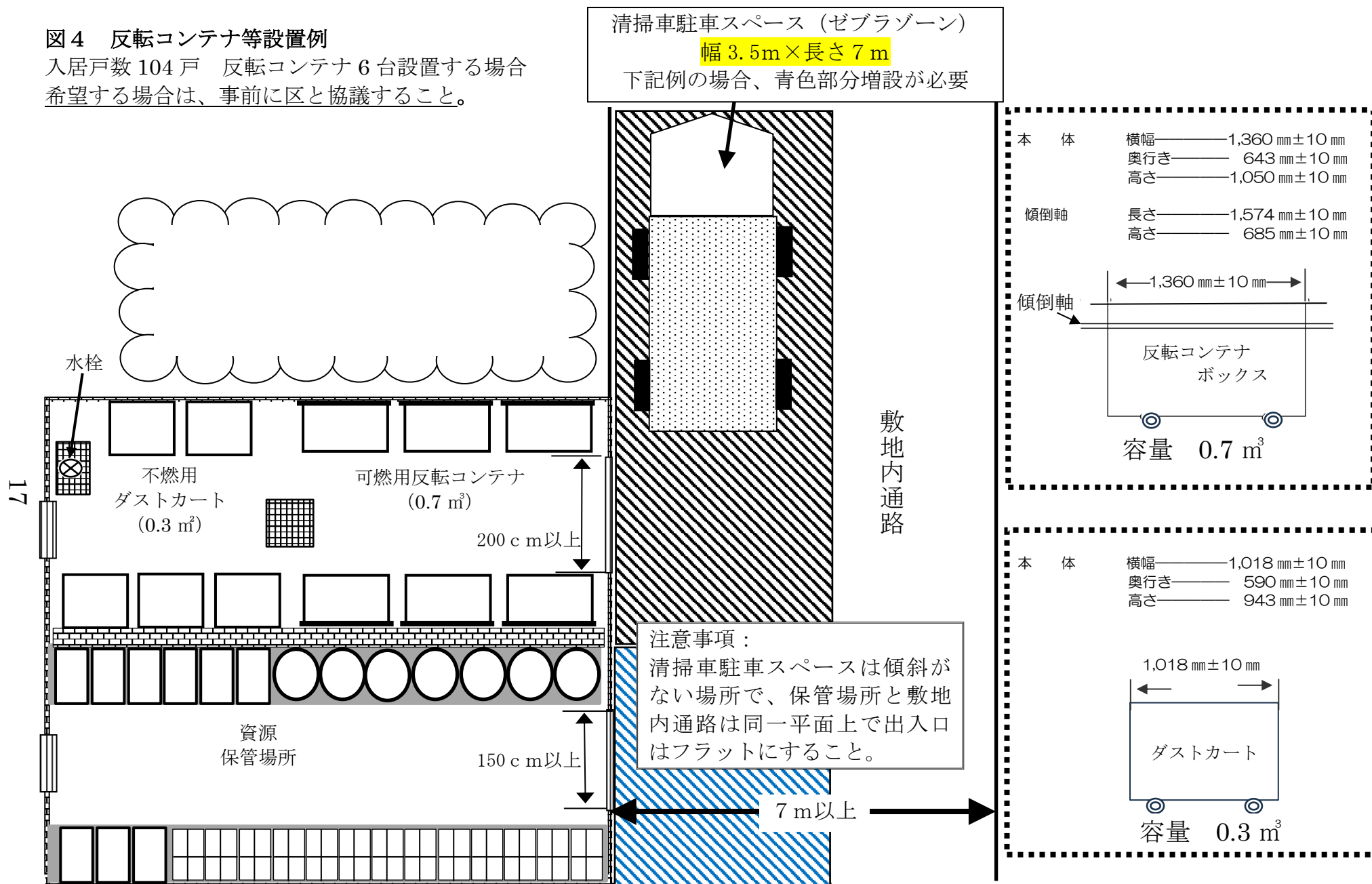
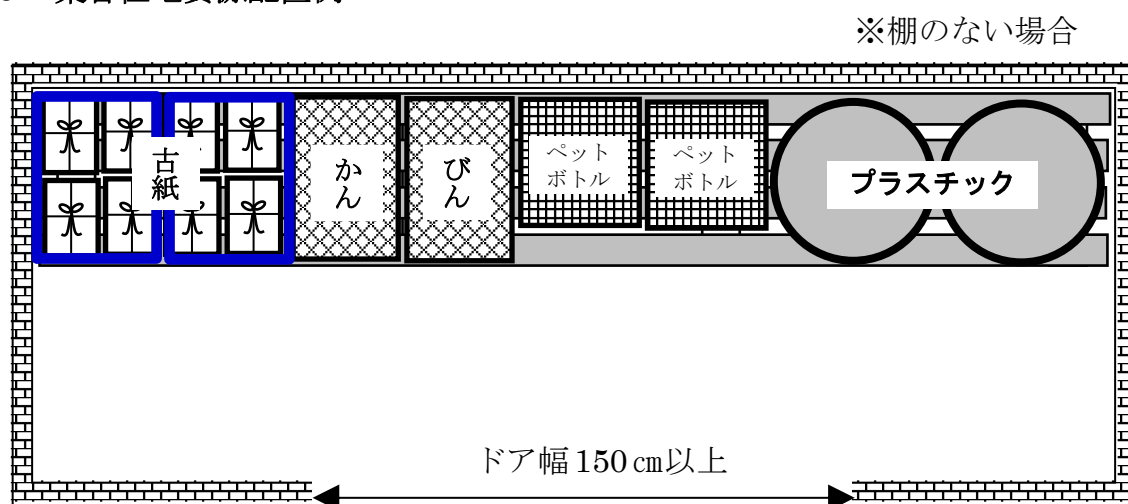
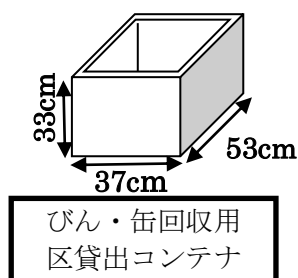
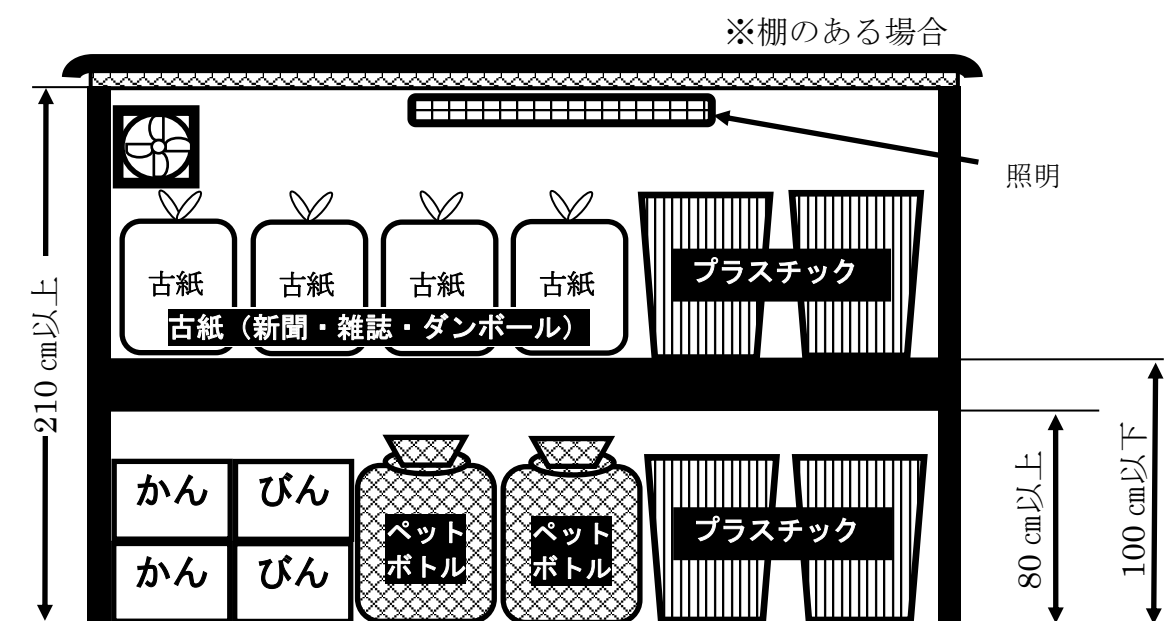


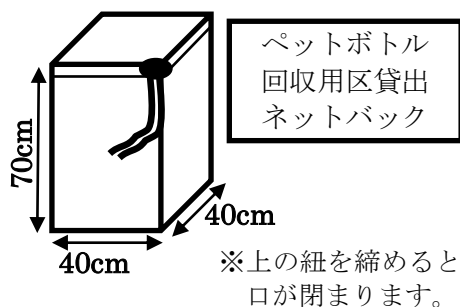
図5 集合住宅資源配置例



- 1 原則として、一段構造が良い。
- 2 二段構造の場合、棚の高さは棚下 80 cm 以上棚上 100 cm 以下であること。
- 3 天井の高さは、210 cm 以上確保すること。
- 4 照明は、倉庫と同じような明るさとする。
- 5 古紙は、A4 サイズで算定するが、実際は 4 つ（縦横 2 個ずつ）のブロックで配置する。（端数は切りあげる）



※コンテナは折畳式です。
※下段に配置の場合は 2 段可。

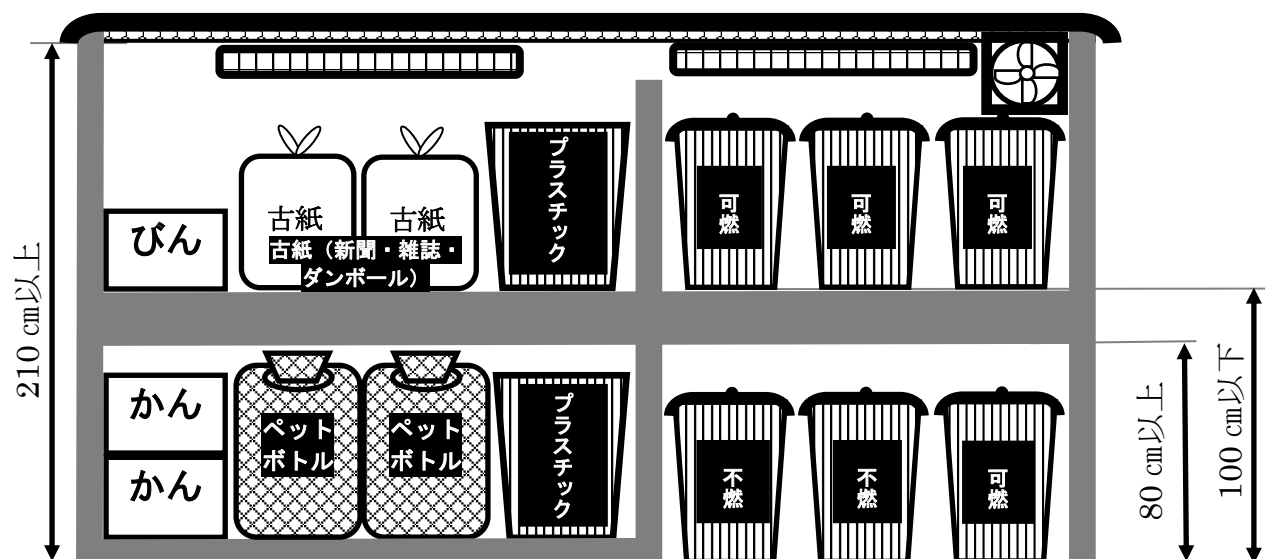


※上の紐を締めると
口が閉まります。
※棚を設ける場合は下段のみ可。

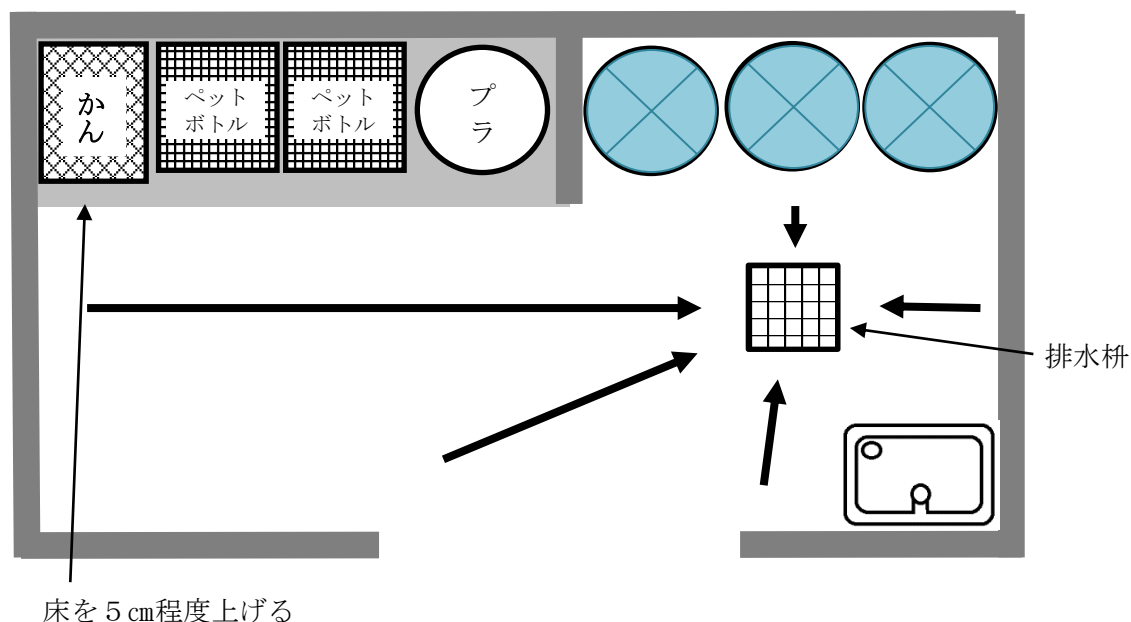
プラスチック

丸型ポリ容器 90 ℓ
直径 60 cm（ふた無し）
※容器の規格はメーカーに
よって異なりますので、上記
とサイズが異なる場合はカタ
ログを添付すること。

図6 廃棄物保管場所の配置例

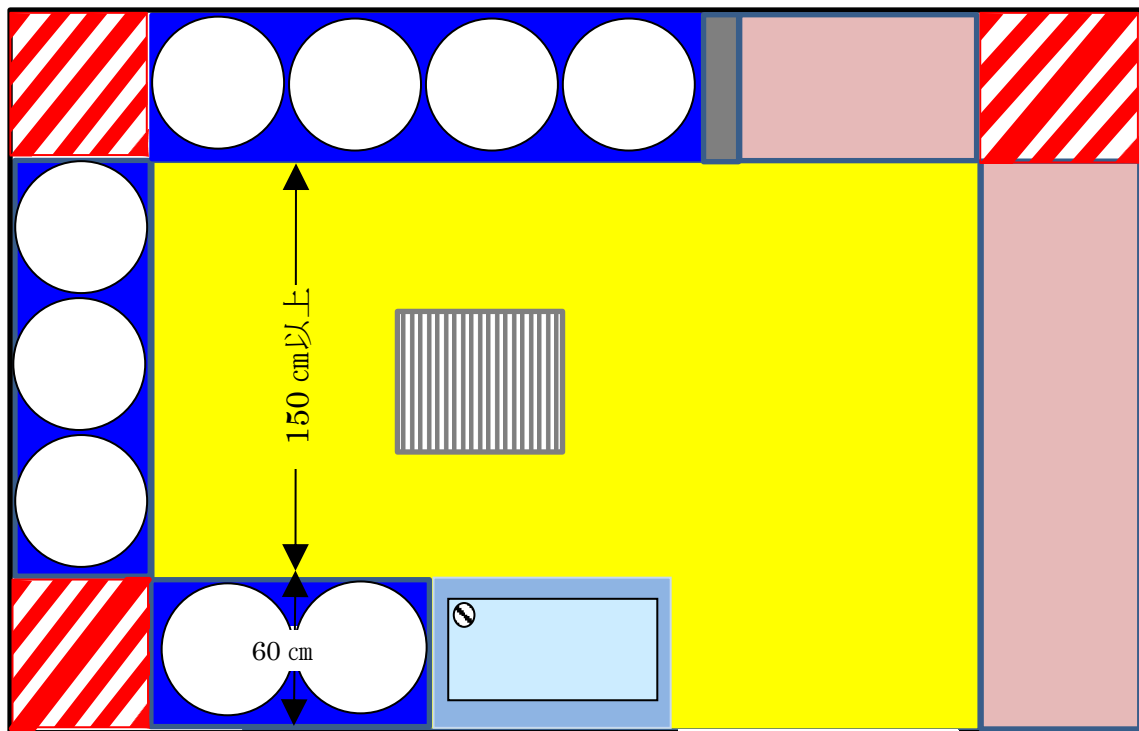


- 1 資源と他の廃棄物との間には、必ず仕切りを設ける。
- 2 資源へ汚水等の流入を防ぐため5 cm程度床を上げる。
- 3 資源のスペースを他の廃棄物と兼用できない。ただし、作業場所については兼用してもよい。
- 4 棚を設ける場合は、上下段とも同じ用途で使用するこゝと。



- 5 排水枳は、廃棄物保管場所側に設置すること。
- 6 資源保管場所に汚水の流入を防ぐため排水枳へ傾斜を付けること。

図 7 保管場所面積の求め方



保管場所面積の求め方

- 1 棚の有無に関わらず容器置場については青い部分の面積を求めること。
- 2 洗浄設備については水色の部分の面積を求めること。
- 3 作業場所面積については黄色の部分の面積を求めること。
- 4 棚の有無に関わらず資源置場は桃色の部分の面積を求めること。
- 5 赤い斜線部分（デッドスペース）は保管場所の面積に加えないこと。

念 書 （記入例）

私は、《住所又は地番》に建設します建築物《名称》の廃棄物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

記

- ①容器保管場所に収集車両（清掃車）が進入または横付けできないため、ごみ収集日当日に当該建築物の管理者が責任を持って、容器を別図（配置図、平面図）場所まで持ち出し、収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
②ごみ収集に関しては、道路上での収集が困難なため、当該敷地内の容器保管場所まで進入し収集日当日ごみの収集をお願いいたします。また、その際にはごみ収集の障害にならないよう、進入路および収集場所を確保することを約束いたします。
- 廃棄物保管場所、ごみ容器集積所および容器等は、常に清潔を保つようにいたします。
- ごみ容器の取り扱いおよびごみ集積所（容器持ち出し場所）等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、ごみ収集作業に支障がある場合、清掃事務所の指示に従い責任を持って解決することを約束いたします。
- 当建築物（施設）から排出される廃棄物（施設利用者等が持ち込んだ物も含む）については、すべて業者による収集とします。まだ、委託業者が決まっていないので、後日契約締結次第、契約書の写しおよび業者の許可証の写しを提出いたします。また、保管容器数算定に記載の収集間隔（必要回数）については、別添契約書に記載の委託業者が責任を持って収集いたします。
- 容器等に破損が生じた場合は、所有者または管理者等の責任において速やかに適切な対応します。
- 廃棄物保管場所、ごみ容器持ち出し場所およびごみ容器等を清潔に保つため、その管理を管理組合または管理会社に委託します。
- 建築物を分譲または管理を管理会社に委託した後も上記の項目に係る件については、責任を持って解決いたします。
- 上記の件以外においても、近隣住民等の間で苦情や問題が生じた場合は、責任を持って解決することを約束いたします。

以上

練馬区長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

施主住所 〇〇 〇〇

施主氏名 〇〇 〇〇 印

※ 項目1については、①または②で該当するほうを記入してください。

※ その他、上記の件に該当しない場合は、清掃事務所担当者と必ず協議してください。

Ⅱ 廃 棄 物 保 管 場 所 等 の 設 置 に 関 す る 条 文 抜 粋

平成 11 年 12 月練馬区条例第 56 号

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（抄）

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例においてつぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた再利用の対象となるものを含む廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた再利用の対象となるものを含む廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の再利用の対象となるものを含む廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不用となる物または廃棄物を再び使用することまたは資源として利用することをいう。
- (5) 一般廃棄物の保管場所 一般廃棄物処理計画の分別方法（再利用の対象となる物を含む）で廃棄物を保管する場所をいう。（「一般廃棄物保管場所」ともいう。）

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第 27 条 事業者は、その建物または敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第 1 項の保管場所に集めなければならない。

（改善命令等）

第 31 条 区長は、事業者が第 27 条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

（大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置）

第 36 条 つぎに掲げる建築物（以下「大規模建築物等」という。）を建設しようとする者（以下「大規模建築物等の建設者」という。）は、当該大規模建築物等またはその敷地内に一般廃棄物の保管場所および保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、大規模建築物等の建設者は、当該保管場所等について、あらかじめ、区長に協議の上、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(1) 延べ面積 1,000 平方メートル以上の建築物

(2) 練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号）第 2 条第 7 号に規定するワンルーム形式の集合住宅

(3) 練馬区まちづくり条例第 2 条第 7 号の 2 に規定する寄宿舍（同条例別表第 4 に規定する小規模寄宿舍（以下「小規模寄宿舍」という。）を除く。）

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、大規模建築物等の建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該大規模建築物等の建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 大規模建築物等の占有者は、当該大規模建築物等から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めな

なければならない。

- 5 大規模建築物等の所有者は、一般廃棄物の保管場所を他の用途に使用してはならない。
- 6 大規模建築物等の所有者は、一般廃棄物の排出に支障がないよう、保管場所等を適正に管理しなければならない。
- 7 大規模建築物等の所有者は、大規模建築物等の利用形態の変更等により保管場所等が第2項に規定する基準に適合しなくなるときは、あらかじめ区長に届出をし、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第37条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量および適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(改善勧告)

第38条 区長は、大規模建築物等の所有者が第36条第5項から第7項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、または事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該大規模建築物等の所有者または当該事業用大規模建築物の所有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第39条 区長は、前条の勧告を受けた大規模建築物等の所有者または事業用大規模建築物の所有者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をさせるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第40条 区長は、大規模建築物等（事業用大規模建築物に限る。以下この条において同じ。）の所有者または事業用大規模建築物の所有者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第38条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該大規模建築物等または当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集もしくは運搬を拒否し、または区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第66条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第20条の2第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第28条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (4) 第31条（第35条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (5) 第36条第3項の規定による命令に違反した者

第68条 第36条第1項の規定による届出をしなかった者は、30,000円以下の罰金または科料に処する。

第69条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑または科料刑を科する。

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（抄）

（廃棄物を収納する容器等の基準）

第 7 条 条例第 20 条第 2 項に規定する家庭廃棄物または条例第 22 条に規定する事業系一般廃棄物もしくは一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物（以下この項において「廃棄物」という）を収納する容器の基準は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 容量が 90 リットル以下であること。
- (2) 軽量で持ち運びが容易であること。
- (3) 廃棄物の収納ならびに容器の移動および設置の際に安定性のあること。
- (4) ふたにより密閉でき、および容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
- (5) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、および耐久性を有するものであること。
- (6) 収集作業の際の操作が容易であること。
- (7) その他収集作業を困難にするおそれのないものであること。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第 12 条 条例第 27 条第 2 項の規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、および地下へ浸透し、悪臭が発散し、ならびに雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、または進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する容器または保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積み込みが容易な構造であること。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

（大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置）

第 21 条 条例第 36 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）または第 6 条の 2 第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請（以下「建築確認の申請」という。）の前に、一般廃棄物の保管場所および保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置について、廃棄物保管場所等設置届・設置計画書（第 3 号様式）を提出しなければならない。

2 条例第 36 条第 2 項の規則で定める基準は、第 12 条各号に掲げる基準を準用するほか、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、およびその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
 - (2) 保管設備は、容易に腐食し、または破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入および運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。
- 3 条例第 36 条第 3 項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由および内容を記載した書面により行うものとする。行うものとする。
- 4 条例第 36 条第 7 項の規定による届出をしようとする者は、第 2 項に規定する基準に適合しない状態が発生する前に区長に協議するとともに、廃棄物保管場所等変更届・変更計画書（第 3 号様式の 2）を提出しなければならない。

(改善勧告)

第 27 条 条例第 38 条の勧告は、その勧告の理由および内容を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第 28 条 条例第 39 条第 1 項の規定による公表の内容は、つぎに掲げる事項とする。

(1) 条例第 36 条第 1 項に規定する大規模建築物等（以下「大規模建築物等」という。）または事業用大規模建築物の名称および所在地

(2) 大規模建築物等の所有者または事業用大規模建築物の所有者の氏名（法人にあつては、その名称および代表者の氏名）。ただし、大規模建築物等に管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。）がある場合は、管理組合の名称とする。

(3) 公表の理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第 39 条第 1 項の規定による公表は、練馬区公告式条例別表に定める掲示場への掲示、練馬区のホームページへの掲載その他区長が定める方法により行うものとする。

(収集拒否等)

第 29 条 区長は、条例第 40 条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集もしくは運搬を拒否し、または区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、大規模建築物等（事業用大規模建築物に限る。）の所有者または事業用大規模建築物の所有者に対し、その処分の理由および内容を記載した書面により通知するものとする。

Ⅲ 大規模建築物等の保管場所等の設置基準

練馬区廃棄物保管場所等および小規模寄宿舍集積場所の設置基準(抄)

(趣旨)

第1条 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成12年3月練馬区規則第39号。以下「規則」という。）第21条各項の規定に基づき、廃棄物保管場所、保管設備および小規模寄宿舍の集積場所の設置基準を定める。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、つぎのとおりとする。

(1) 廃棄物の保管場所とは、廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下「廃棄物保管場所」という。）および粗大ごみを保管する場所（以下「粗大ごみ集積所」という。）をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準等)

第3条 廃棄物保管場所の設置基準等は、つぎのとおりとする。

(1) 設置の基準

ア 他の用途と兼用でないこと。

イ 廃棄物の種類、排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。

ウ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

エ 家庭廃棄物および事業系廃棄物が、各別に保管できること。

オ 清掃車が敷地内に進入し保管庫の前に横付けし保管庫から収集する若しくは保管庫内に清掃車が進入し収集するには以下の基準をすべて満たすこと。

(ア) 廃棄物の搬入、保管設備への投入もしくは廃棄物収集運搬車両（以下「運搬車」という。）への積込み、および清掃もしくは点検等に必要な作業場所を確保すること。

(イ) 敷地内に運搬車が駐車できるスペース（ゼブラゾーン、幅3.5メートル×長さ7メートル×高さ3.5メートル程度）を設けること。

(ウ) 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内で、同車の通行に支障のない幅員7メートルおよび高さ3.5メートルを有する水平な通路に接続する場所に設置し、作業の安全性および効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分配慮して設置すること。

(エ) 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が7メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

カ 運搬車が公道上に駐車し持ち出し場所から収集する場合は以下の基準をすべて満たすこと。

(ア) 廃棄物の搬入、保管設備への投入および清掃もしくは点検等に必要な作業場所を確保すること。

(イ) 持ち出し場所は公道に面した敷地内に設置すること。

(ウ) 持ち出し場所は収集作業に支障が無いよう、ガードパイプや植栽等のない場所に設置すること。

(エ) 持ち出し場所は交差点付近等、運搬車が駐車できない場所に設置しないこと。

(2) 構造の基準

ア 廃棄物の飛散および臭気の流出を防ぐため、囲いおよび扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさしおよび屋根等を設けること。

イ 汚水または排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート

張り等にすること。かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道または下水処理施設へ効率よく流入する構造とすること。

ウ 換気および採光ができる構造とすること。なお、換気設備については、廃棄物保管場所内部の臭気を効率よく排出できる位置に設置すること。

エ 運搬車が、横付けまたは内部へ進入できる構造とすること。

オ 運搬車が横付けし収集する場合の出入口と通路の幅および高さは、つぎのとおりとする。

(ア) 容器を保管設備とする場合は幅を 1.5 メートル以上、高さを 2.1 メートル以上とすること。

(イ) 容器以外のものを保管設備とする場合は、幅を 2.0 メートル以上、高さを 2.1 メートル以上とすること。

カ 運搬車が持ち出し場所から収集する場合出入口と通路の幅および高さは、つぎのとおりとする。

(ア) 容器を保管設備とする場合は幅を 1.2 メートル以上、高さを 2.0 メートル以上とすること。

(イ) 容器以外のものを保管設備とする場合は、幅を 1.5 メートル以上、高さを 2.0 メートル以上とすること。

キ 運搬車が内部に進入する場合は、幅 3.5 メートル以上、高さ 3.5 メートル以上とすること。

ク 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。

ケ 持ち出し場所以外から収集する場合は、以下の基準を満たすこと。

(ア) 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

(イ) 保管庫内は収集作業が安全で効率的にできる構造とし、出入口と廃棄物の間に遮蔽物を設置しないこと。

(ウ) 出入口から廃棄物までの距離は 5 メートル以内とすること。ただし、反転コンテナやダストカートの場合の距離は 10 メートル以内とすること。

(エ) 通路とは別に作業場所を 6 平方メートル以上（最小辺が 2 メートル以上の長方形）設けること。

コ 廃棄物は各別に保管し、他の廃棄物の混入や汚水等の流入を防止するため壁および段差等により区分すること。

(3) 付帯設備の基準

ア 仕切りの設置、色彩または形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

イ 容器および廃棄物保管場所内部の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備および排水口等の排水設備を設置すること。

ウ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫等を設置すること。

エ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

オ 廃棄物保管場所に保管用として棚を設置する場合は、2 段とし、高さは棚下 0.8 メートル以上、棚上 1 メートルまで、奥行きは 0.6 メートル程度とすること。

(廃棄物保管設備に関する基準)

第 4 条 廃棄物保管設備に関する基準は、つぎのとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合

ア 容器の場合

(ア) 規則第 7 条第 1 項に規定する基準に適合すること。

(イ) 容量は、原則として 60 リットル以下とすること。

イ 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合

（ア） 容量は、0.7 立方メートルとする。

（イ） 大きさは、つぎのとおりとする。

本体	横幅	1,360mm	±10mm（誤差）
	奥行き	643mm	±10mm
	高さ	1,050mm	±10mm
傾倒軸	長さ	1,574mm	±10mm（誤差）
	高さ	685mm	±10mm

（ウ） 材質は、FRP または、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

（エ） 折りたたみ式のふたを付けること。

（オ） 底部に、ストッパー付旋回車輪 2 個以上および栓付の排水口を取り付けること。

（カ） 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ ダストカートの場合

（ア） 容量は、可燃用 0.52 立方メートル、不燃用 0.3 立方メートルとする。

（イ） 大きさは、つぎのとおりとする。

ダストカート大 (可燃用) (0.52 m³)	横幅	1,280mm	ダストカート小 (不燃用) (0.3 m³)	横幅	1,018mm
	奥行き	760mm		奥行き	590mm
	高さ	993mm		高さ	943mm
	開口時高さ	1,470mm		開口時高さ	1,256mm

大きさのうち横幅、奥行きを設置の際の基準とする。

（ウ） 材質は、ポリエチレンまたは、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

（エ） 折りたたみ式のふたを付けること。

（オ） 底部にストッパー付旋回車輪 2 個および栓付の排水口を取り付けること。

（カ） 車輪の直径は 150 ミリメートル以上とすること。

エ 区貸出容器

（ア） 区が貸し出す容器はびん、缶、ペットボトルの 3 種類とする。

（イ） 大きさはつぎのとおりとする。

びん用 (赤)	縦	530mm	缶用 (緑)	縦	530mm	ペットボトル用 (青)	縦	400mm
	横	370mm		横	370mm		横	400mm
	高さ	330mm		高さ	330mm		高さ	700mm

（ウ） 保管場所を設置した者に容器を貸し出す規定は練馬区集合住宅における街区路線回収事業を円滑に行うための支援要綱(平成 12 年 6 月 6 日練環リ発第 44 号)による。

（エ） 貸出容器は家庭廃棄物を収集する場合のみ貸出し、事業用の建築物には貸し出さない。

（廃棄物保管設備の選定基準）

第 5 条 廃棄物保管設備の選定基準は、つぎのとおりとする。

(1) 原則として、別表第 1 のとおりとする。

ア 家庭廃棄物の場合

（ア） 住宅が 50 戸未満の場合、可燃ごみ、不燃ごみともに容器とすること。

（イ） 住宅が 50 戸以上 100 戸未満の場合、可燃ごみは容器またはダストカート大とすること。不燃ごみについては容器またはダストカート小とすること。

（ウ） 住宅が 100 戸以上の場合、可燃ごみは反転コンテナとすること。不燃ごみについては容器またはダストカート小とすること。

(エ) 家庭廃棄物共通

プラスチックは 90 リットル容器とすること。古紙は種類ごとに分け、束ねること。びん、缶、ペットボトルは区貸出容器とすること。

(オ) 反転コンテナまたはダストカートによる収集運搬業務の提供を希望する場合は、事前に区と十分協議すること。

(2) 廃棄物保管場所等を設置する場合は、事前に区と十分協議すること。

(保管場所等の維持管理等の基準)

第 6 条 保管場所等の維持管理等は、つぎのとおりとする。

- (1) 建築物の所有者および管理者（以下「所有者等」という。）は、常に廃棄物保管場所等およびその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者等は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。
- (2) 所有者等は、廃棄物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- (3) 所有者等は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備を設置するとともに、適正に管理すること。
- (4) プラスチックの保管に使用する容器は専用とし、廃棄物保管用容器と併用しないこと。

(廃棄物保管場所の面積算定基準)

第 7 条 廃棄物保管場所の面積算定基準は、つぎのとおりとする。

(1) 施設用途が住宅の部分

ア 廃棄物および資源の排出量の合計は、別表第 2 の基準による。

イ 人員数は、以下の基準を用いて算定する。

(ア) ワンルーム形式の集合住宅および寄宿舍以外の建築物

別表第 3

(イ) ワンルーム形式の集合住宅

別表第 3 の 2

(ウ) 寄宿舍

別表第 3 の 3

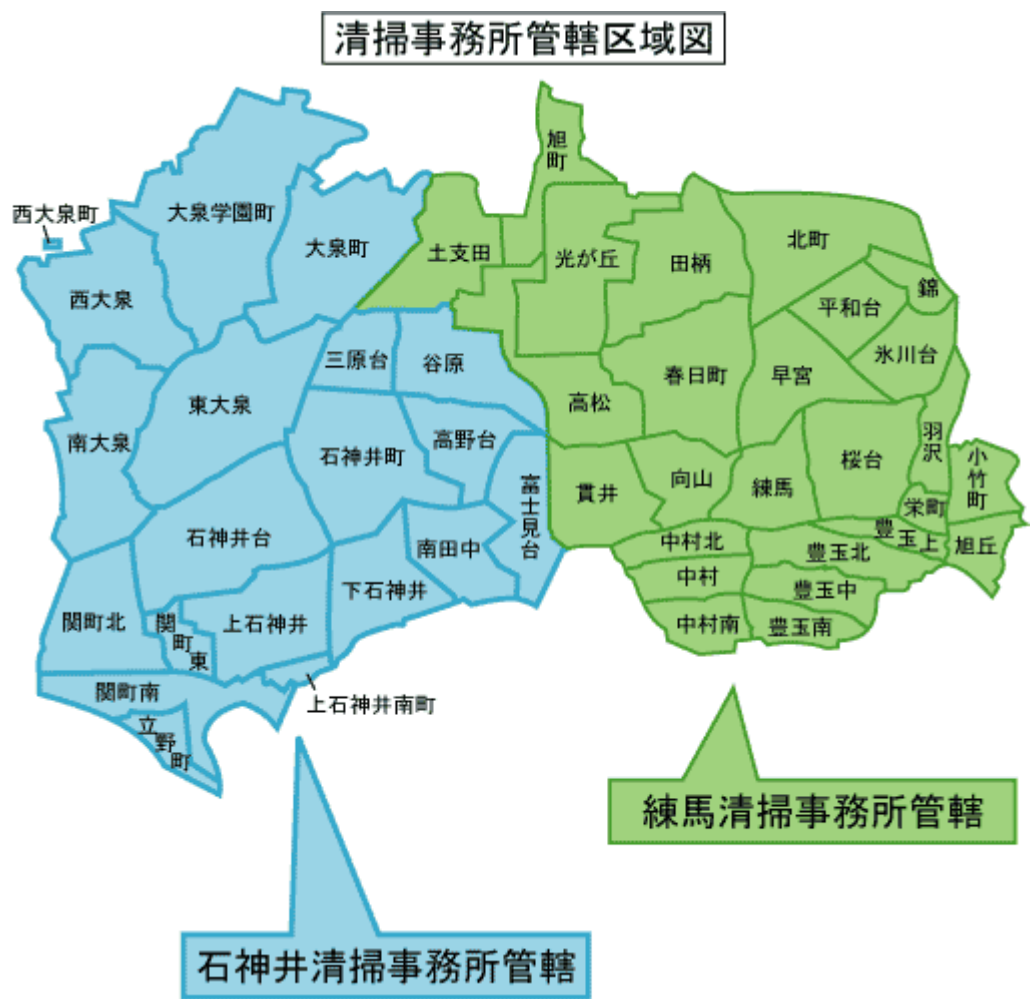
ウ 容器数の必要個数および廃棄物保管場所の面積は、別表第 4 の算定式を用いて算定する。ただし、反転コンテナおよびダストカートについては別表第 4 の 2 の算定式を用いて算定する。

(粗大ごみ集積所の設置基準)

第 8 条 粗大ごみ集積所の設置基準は、つぎのとおりとする。

- (1) 敷地内に、集積所の場所を示すペイント表示と「粗大ごみ集積所」と印字された表示板により区別されたスペースを設けること。（建築物構造でなくてもよい。）
- (2) 粗大ごみの種類、排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であり、別表第 7 の基準によること。
- (3) 建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (4) 通路など他の用途と共用でないこと。

IV 清掃事務所管轄区域一覧表



石神井清掃事務所	練馬清掃事務所
練馬区上石神井 3-34-25	練馬区豊玉上 2-22-15
03(3928)1353	03(3992)7141